

概要版

## 第3次 厚木市

# 産業マスタープラン

令和3年3月 厚木市



# 第3次産業マスタープランの概要

## 【1】はじめに

### 1 策定の趣旨

本市では、市内で事業を継続していただくため、働きやすい就労環境を創出するための施策、全ての人に平等な就労機会を提供するための施策、商店街の活性化・まちのにぎわいを創出する施策など、様々な施策の方向性を示し実行するため、平成29（2017）年に「厚木市産業マスタープラン」、「厚木市ロボット産業推進計画」及び「厚木市商業まちづくり計画」を策定し、取組を進めてきました。

今回、市内産業の継続的な振興によるまちの活性化を目指すために、三つの計画を一つにまとめた「第3次厚木市産業マスタープラン」（以下「マスタープラン」といいます。）を策定するものです。

### ■マスタープランとして策定した理由

#### (1) 力強い継続と変化への対応を促進

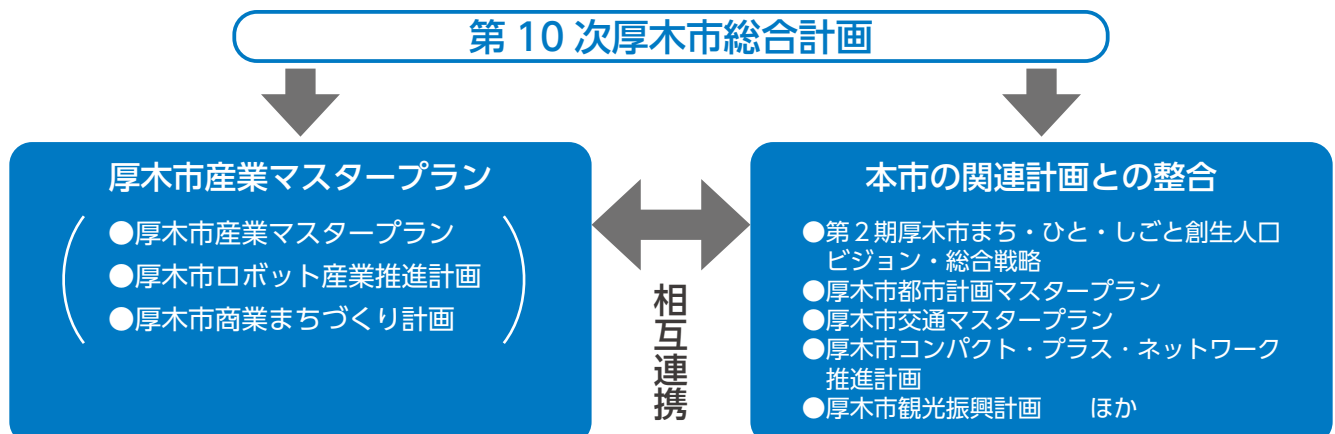
マスタープランの目指すべき事項として掲げた「力強い継続と変化への対応」を推進するためには、産業を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への取組が必要となります。そのような中、三つのプランを一つのプランに集約して策定することで、お互いに連動し、補い合い、効果的・効率的に取り組むものです。

#### (2) 相互連携で取り組む必要のある事業への対応

産業と商業が共通の課題として取り組むべき事項（事業承継、人材確保への支援、働き方改革など）が増えていることから、事業の効率化などを踏まえ、また、支援の対象者が多岐にわたることから、共通の対象者に対して効果的な支援が実施できるよう一つのプランにまとめたものです。

### 2 マスタープランの位置付け

マスタープランは、第10次厚木市総合計画（以下「総合計画」といいます。）の施策を補完・具現化する個別計画であり、地域経済の活性化、継続的な産業の振興、にぎわいのあるまちづくりを推進するためのよりどころとなる計画です。また、マスタープランの策定に当たっては、「厚木市観光振興計画」を始め、「第2期厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」、「厚木市都市計画マスタープラン」、「厚木市交通マスタープラン」、「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」などの関連計画との整合を図っています。



### 3 マスタープランの構成と期間

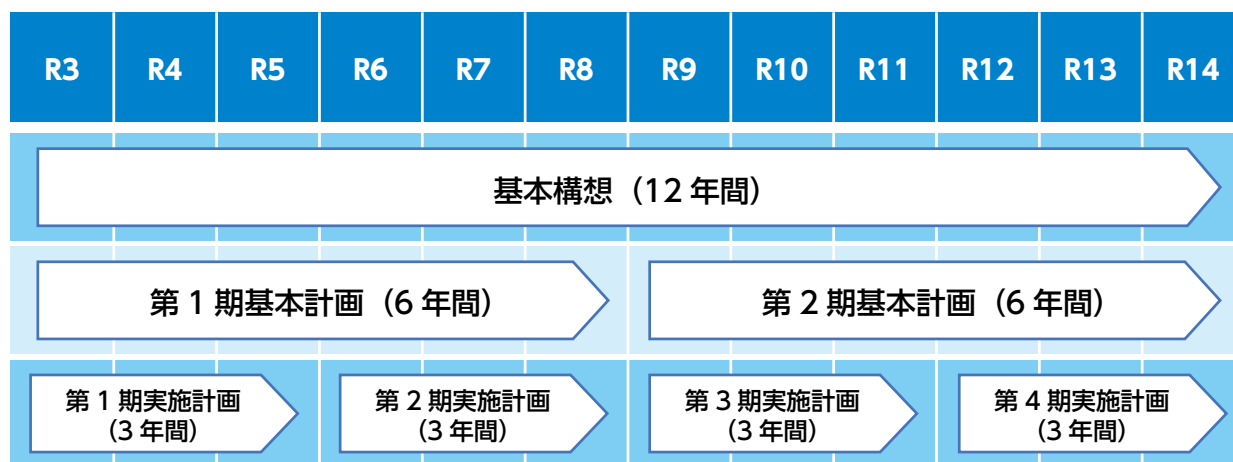
総合計画の第1期基本計画の期間に合わせ6年間で計画期間とします。

なお、新型コロナウイルス感染症など社会状況の変化に即して取り組むべき事項が生じた場合などを踏まえ、年度ごとに具体的な施策を見直すものとします。

#### 【総合計画の構成と期間】

総合計画は3階層で構成されています。まちづくりの目標を定めた基本構想（12年間）、施策の方針を定めた基本計画（6年間）、具体的な事業を定めた実施計画（3年間）です。

#### 総合計画の構成と期間



#### 【マスタープランの構成と期間】

マスタープランは、総合計画の基本計画と同じ6年を期間とする「基本計画」と基本計画を推進するため3年ごとに取り組む「実施計画（単位施策）」の二つの階層から構成されています。

なお、実施計画は、1年ごとに取組目標を設定し、点検・評価を行います。

#### マスタープランの構成と期間



## 【2】 策定の背景

本市を取り巻く社会・経済環境の変化は、行政運営に大きな影響を及ぼします。マスタープランを策定するに当たり留意すべき主な事項として、策定の背景を次のとおり示しました。

### 1 産業を取り巻く現状

9項目

- (1) 少子高齢化による生産年齢人口の減少
- (2) 働き方改革への対応
- (3) 中小企業における生産性向上の取組
- (4) 高齢者の雇用促進への対応
- (5) 中小企業における新卒者を始めとした若い世代の人手不足への対応
- (6) EC（電子商取引）サイトの台頭による実店舗の減少への対応
- (7) 回遊性と魅力の更なる向上
- (8) 決済業務の効率化
- (9) 広域道路ネットワークの充実

### 2 将来を見据えた産業の振興

5項目

- (1) 超高齢社会の到来による事業承継への取組
- (2) 新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への取組
- (3) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- (4) 持続可能な社会を目指す取組の推進（SDGs）
- (5) 将来のまちづくりに合わせた就労環境の整備

### 3 厚木市の現状と課題

3項目

- (1) 持続可能な産業の振興
- (2) ECサイトの台頭による影響
- (3) まちづくりと一体となった企業誘致

### 【3】 目指すべき事項

マスタープランでは、総合計画が掲げる本市が目指す将来都市像とこれを実現するための「六つのまちづくりのビジョン」の理念や施策の方向性を踏まえて、本市の産業界を取り巻く環境変化に対し「力強い継続と変化への対応」の実現を目指します。

#### マスタープランの目指すべき事項

## 力強い継続と変化への対応



三つの目標

### I 持続性の高い強い産業の実現

本市の強みである高度な産業集積や交通利便性に恵まれた立地環境などをいかし、企業誘致を継続するとともに、より一層の産業振興を図り、脱炭素・循環型社会の実現を見据えた持続性の高い強い産業の実現を推進します。

### II にぎわいあふれ特色のある強い産業の実現

近年、EC（電子商取引）サイトの台頭による実店舗の減少への対応、中心市街地の回遊性の低下、決済業務の効率化への対応、環境への配慮等の取組など、様々な課題に直面し、商業機能の衰退が懸念されています。商業は、まちのにぎわいを創出する重要な要素の一つであるため、商業をいかした、特色ある強い産業の実現を目指します。

### III 社会情勢の変化に柔軟に対応できる強い産業の実現

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を背景に、人手不足や労働生産性向上が課題となっています。社会情勢の変化に伴う課題を克服するためにも、働き方改革の実現に向けた取組を支援し、強い産業の実現を推進します。

#### マスタープランの取組目標

目指すべき事項	指標	現状値	目標値
持続性の高い強い産業の実現	事業所数	11,758 事業所 (令和元(2019)年)	12,520 事業所 (令和8(2026)年)
にぎわいあふれ特色のある強い産業の実現			
社会情勢の変化に柔軟に対応できる強い産業の実現	従業員数	147,906 人 (平成28(2016)年)	168,650 人 (令和8(2026)年)

\* 指標算出の基礎資料は「経済センサス」に基づくものです。

## 【4】取組の姿勢

### 1 計画の進行管理と推進体制

マスタープランの効果的・効率的な進行管理を行うためPDCAに沿った進行管理を実施します。

### 2 積極的な事業の見直し

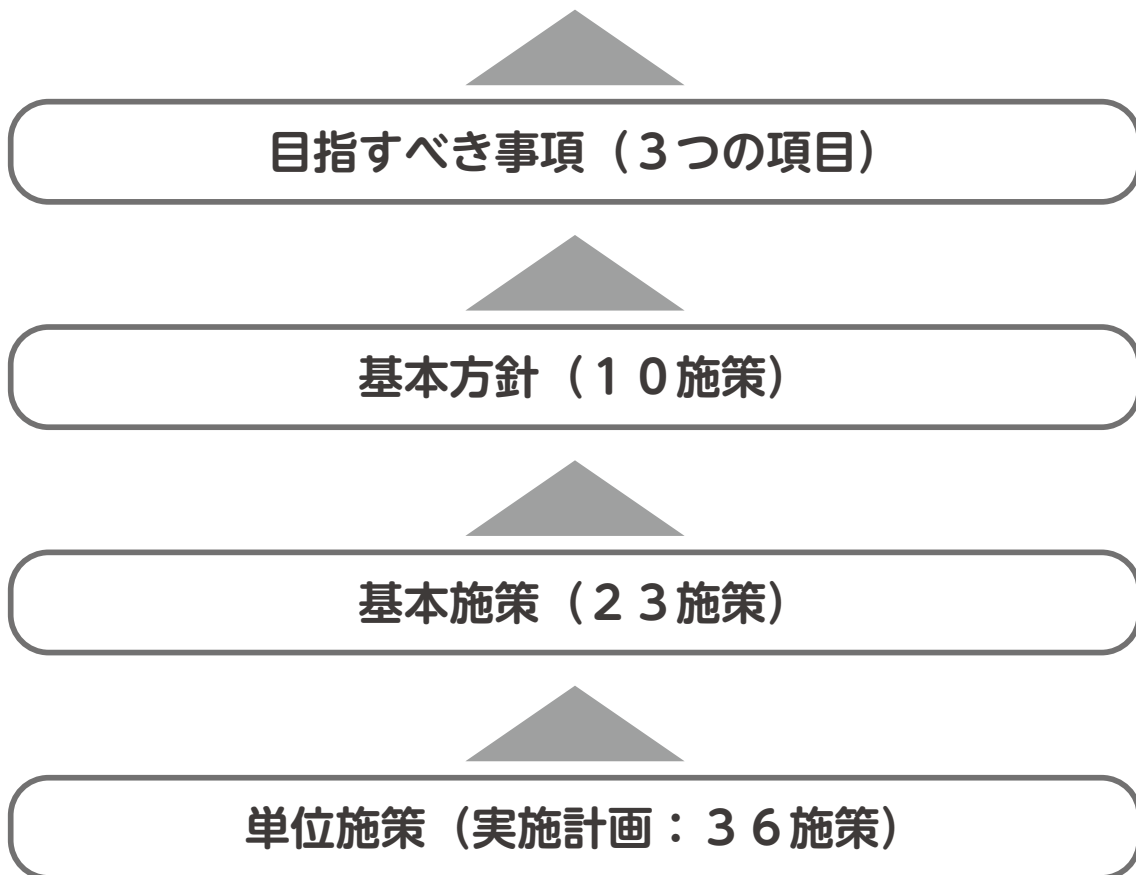
マスタープランの進行管理における検証については、自治基本条例第15条の規定に基づき、市民が参加する評価として、産業振興推進委員会から実施事業の進捗状況や目標の達成度などについて、意見を聴きながら点検・評価を実施することとします。

なお、点検・評価については、単位施策（実施計画）を1年ごと、基本施策については、3年ごとに実施することとします。

## 【5】マスタープランの体系

### マスタープランの目指すべき事項

## 力強い継続と変化への対応



\* 単位施策（実施計画）については、実施計画事業を設定し、3年間の取組目標を定めて取組を進めます。また、目標の達成度などについては、毎年度、産業振興推進委員会から意見をいただき検証した上で、見直し等の必要性について検討します。

目指すべき事項	基本方針	基本施策	
<p style="text-align: center;"><b>I</b></p> <p style="text-align: center;">持続性の高い 強い産業の実現</p> 	1 強い経営基盤の構築	(1) 持続可能な産業振興を支援 (2) 経営支援 (3) 人材育成	
	2 企業誘致による強い財政基盤づくり	(1) 効果的な誘致活動の推進 (2) 市内企業への更なる支援	
	3 先進技術に積極的に取り組むことのできる環境づくり	(1) 生産性向上に向けた取組の支援 (2) 交流促進と取引拡大の推進 (3) ロボット産業の推進	
	<p style="text-align: center;"><b>II</b></p> <p style="text-align: center;">にぎわいあふれ 特色のある 強い産業の実現</p> 	1 活気ある商店街づくり	(1) 商店会の積極的な取組への支援 (2) 空き店舗対策
		2 魅力と特色ある商店づくり	(1) 魅力ある商店づくり
		3 にぎわいあふれるまちづくり	(1) 商業振興イベントの推進
4 地域に愛される居場所があるまちづくり		(1) 買物支援 (2) 子育て支援 (3) 環境配慮 (4) 防犯対策 (5) 愛市購買運動	
5 中心市街地の整備・開発等との連携		(1) 中心市街地活性化に向けた取組	
<p style="text-align: center;"><b>III</b></p> <p style="text-align: center;">社会情勢の変化に 柔軟に対応できる 強い産業の実現</p> 	1 人材が集まる魅力ある職場づくり	(1) 労働者の生活基盤の安定 (2) 労働力の確保と良好な雇用の創出	
	2 働き方改革への取組	(1) 労働環境の整備を推進 (2) ワーク・ライフ・バランスの推進による働く意欲の向上 (3) 多様な人材の活躍推進	

## 単位施策（実施計画）

①事業者の経営課題解決と経営基盤の安定 ②市内での事業継続を支援

①事業者の経営状況に応じた融資制度の充実

①研修機会の提供 ②横断的ネットワーク形成を支援

①企業誘致をめぐる自治体間の競争に対応 ②積極的な企業立地の推進

①市内企業への再投資の推進

①設備投資の促進 ②経営相談の実施

①取引拡大・販路開拓の支援 ②地域資源をいかした産業の創出

①生活支援ロボットの普及促進 ② ATSUMO との協働事業の推進

①商店会の相互連携を支援 ②商業振興事業を支援

①空き店舗を活用した中心市街地の活性化

①新たな顧客獲得機会を支援 ②商業振興事業を支援

①まちの魅力創造 ②商店街の連携による共同事業を支援

①幅広い年代へのサポートを支援

①環境と人にやさしい商店街づくりを支援

①市内店舗の効果的なPRを支援

①大規模小売店舗との連携 ②一体的なまちづくりを推進 ③住民等による主体的な取組を支援

①生活基盤づくりの支援

①起業・創業の支援 ②人材確保の支援

①働き方改革の実現に向けた取組を支援 ②通勤環境の向上を支援

①福利厚生への推進 ②余暇活動の充実

①高齢者や障がい者の雇用促進 ②若者・女性の就労支援



# I

## 持続性の高い強い産業の実現

### I-1 強い経営基盤の構築

社会情勢の変化を受け止め、将来に向け、事業を継続するため経営基盤の強化を図ります。

- ①事業者の経営課題解決と経営基盤の安定
- ②市内での事業継続を支援
- ③事業者の経営状況に応じた融資制度の充実
- ④研修機会の提供
- ⑤横断的ネットワーク形成を支援

### I-2 企業誘致による強い財政基盤づくり

市内に立地を希望する企業や事業の拡大をしようとする企業を支援し、地域経済の活性化と雇用機会の拡大を図り、持続可能な財政基盤を構築します。

- ①企業誘致をめぐる自治体間の競争に対応
- ②積極的な企業立地の推進
- ③市内企業への再投資の推進

### I-3 先進技術に積極的に取り組むことのできる環境づくり

地域経済の活性化につながる生産性向上の取組を支援するとともに、ロボット産業の成長を見込み市内事業者の参入を推進します。

- ①設備投資の促進
- ②経営相談の実施
- ③取引拡大・販路開拓の支援
- ④地域資源をいかした産業の創出
- ⑤生活支援ロボットの普及促進
- ⑥A T S U M Oとの協働事業の推進

# II

## にぎわいあふれ 特色のある強い産業の実現

### II-1 活気ある商店街づくり

それぞれの商店街における活力と魅力づくりの推進を図るため、商店会の相互連携や地域商業として一体的な協働体制の構築及び組織力の強化を図り、厚木市全体としての商業力の一層の強化と経済循環を図ります。

- ①商店会の相互連携を支援
- ②商業振興事業を支援
- ③空き店舗を活用した中心市街地の活性化

### II-2 魅力と特色ある商店づくり

商業活動の基礎単位である個店や事業所の経営力及び訴求力の向上を目指した経営改善に取り組むことにより、それらの集合体としての魅力ある商業空間づくりを推進し、さらに、厚木らしい個性あふれる多様なライフスタイルを創造するまちづくりを推進します。

- ①新たな顧客獲得機会を支援
- ②商業振興事業を支援

### II-3 にぎわいあふれるまちづくり

厚木市の魅力をアピールする集客イベントを充実させ、広域に情報発信し、個店及び事業所への経済効果に寄与する販売促進活動による効果的な事業展開を図ります。また、商店会による販売促進活動の強化により、個店及び事業所の経営向上への寄与と持続的な事業展開を目指します。

- ①まちの魅力創造
- ②商店街の連携による共同事業を支援

### II-4 地域に愛される居場所があるまちづくり

地域に親しまれ、利用される商店街づくりと快適な歩行空間や安心・安全を備えたまちづくり、市内での購買行動の強化を推進するとともに、地域貢献、社会貢献に寄与する商店会活動の推進や生活者に親しまれる地域づくりに取り組みます。

- ①幅広い年代へのサポートを支援
- ②環境と人にやさしい商店街づくりを支援
- ③市内店舗の効果的なPRを支援

### II-5 中心市街地の整備・開発等との連携

県央地域の拠点商業地としての商業集積の充実及び強化を図るために、官民複合施設を中心とした商業振興や既存施設などとの連携、中心市街地活性化、調和のとれた商業振興を推進します。

- ①大規模小売店舗との連携
- ②一体的なまちづくりを推進
- ③住民等による主体的な取組を支援

# III

## 社会情勢の変化に柔軟に 対応できる強い産業の実現

### III-1 人材が集まる魅力ある職場づくり

人材確保のため魅力ある職場の創出に向けた取組を推進するとともに、起業・創業に向けた取組の支援を行います。

- ①生活基盤づくりの支援
- ②起業・創業の支援
- ③人材確保の支援

### III-2 働き方改革への取組

働き方改革の実現に向け、労働環境の整備を推進するとともに、多様な人材の活躍を推進します。

- ①働き方改革の実現に向けた取組を支援
- ②通勤環境の向上を支援
- ③福利厚生推進
- ④余暇活動の充実
- ⑤高齢者や障がい者の雇用促進
- ⑥若者・女性の就労支援

---

## 第3次厚木市産業マスタープラン 概要版

令和3年3月発行

発行 厚木市

編集 産業振興部産業振興課・商業にぎわい課

〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

電話 (046) 223-1511 (代表)

ホームページURL <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

---



厚木市